

(別添 1)

【かつらぎ町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	998	972	965	941	900
② 予備機を含む 整備上限台数	1147	1117	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	972	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	972	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	100.7%	103.2%	108%
⑥ 予備機整備台数	0	145	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	145	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	15%	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

整備から 5 年程度で必要台数を更新する。修繕が必要な端末は、購入費と比較のうえ早急に修繕し対応する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1082 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 200 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 : 682 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他(学校現場にて指導者用端末等で使用) : 200 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 7 年 7 月 処分事業者 選定

令和 7 年 10 月 新規購入端末の使用開始

令和 7 年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

（「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由）